

八千代市工事成績評定結果公表要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項の規定により定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、八千代市が発注する工事の契約者に対して行う工事成績評定の結果を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 工事成績評定結果の公表の対象とする工事は、八千代市工事成績評定要領（平成19年4月1日施行）第2条に定める工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、請負者へ通知した工事検査結果通知書（八千代市工事検査要綱（平成19年4月1日施行）第10号様式）及び工事成績評定通知書（八千代市工事成績評定要領（平成19年4月1日施行）別紙-10）を基に作成した工事成績評定結果集計表（別記様式）とする。

(公表の方法)

第4条 公表は、閲覧に供する方法により行い、写し、貸出等を行わないものとする。

(公表の場所)

第5条 公表は、工事検査所管課において行うものとする。

(公表の期間及び時間)

第6条 公表の期間は、工事検査結果を通知した日から翌年度の末日までとする。

2 公表の閲覧日及び閲覧時間は、毎週月曜日から金曜日までの開庁時間とする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に締結する契約から適用する。